

発電所の環境影響評価（環境アセスメント）手続きについて

環境影響評価法および電気事業法に基づく環境影響評価においては、以下のとおり、計画段階環境配慮書の送付、環境影響評価方法書および環境影響評価準備書の手続きを経て、環境影響評価書の公表・縦覧までの一連の手続きを行います。

今回、届出・送付した環境影響評価準備書は、以下の手続きフローのうち太枠部分に該当し、今後、地域の皆さまや知事・市町長の意見をいただきながら手続きを進めてまいります。

発電所の環境影響評価手続きフロー

